

建設リサイクル法 届出のしおり

(県土木事務所)

令和8年8月

目次

	ページ
1 届出が必要な建設工事(対象建設工事)	1
2 工事の発注から実施の流れ	2
3 届出書等の体裁と記入例	3
建築物に係る解体工事	5
建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	7
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)	9
委任状	11
案内図	12
設計図又は写真	13
工程表	14
説明書・告知書	15
契約書	16
再資源化等報告書	17
4 窓口一覧表	18
5 標識	20
6 届出済証(シール)	22
7 e-kanagawa電子申請システム	22

限られた資源を有効利用し「資源循環型社会」を形成するためには、建設廃棄物のリサイクルを推進しなければなりません。そのために「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行されています。

このしおりは、施主(発注者)、受注者の皆様に建設リサイクル法に基づく届出などの手続をご理解いただけるよう作成したものです。

【e-kanagawa電子申請システム】による届出可能

神奈川県県土整備局都市部 技術管理課

1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

（１）に示す建設資材を用いた建築物などの解体工事、又はこれらを使用する新築工事などで（２）の規模以上の工事（以下「対象建設工事」という。）については、施主（発注者）が建設リサイクル法に基づき届出を行う必要があります。

（１） 特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

（参考 特定建設資材の代表的事例）

資 材 名	規 格	特定建設資材名	
P C 版（P C 板）	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート・鉄筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
レジンコンクリート		×	
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版（ALC板・ALCパネル）	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し成形版（押し出し成形板））	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物・粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・クラッシャラン・再生クラッシャラン		×	
アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物・再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	

備考 特定建設資材名の欄中「○」は特定建設資材であるもの、「×」は特定建設資材ではないものです。

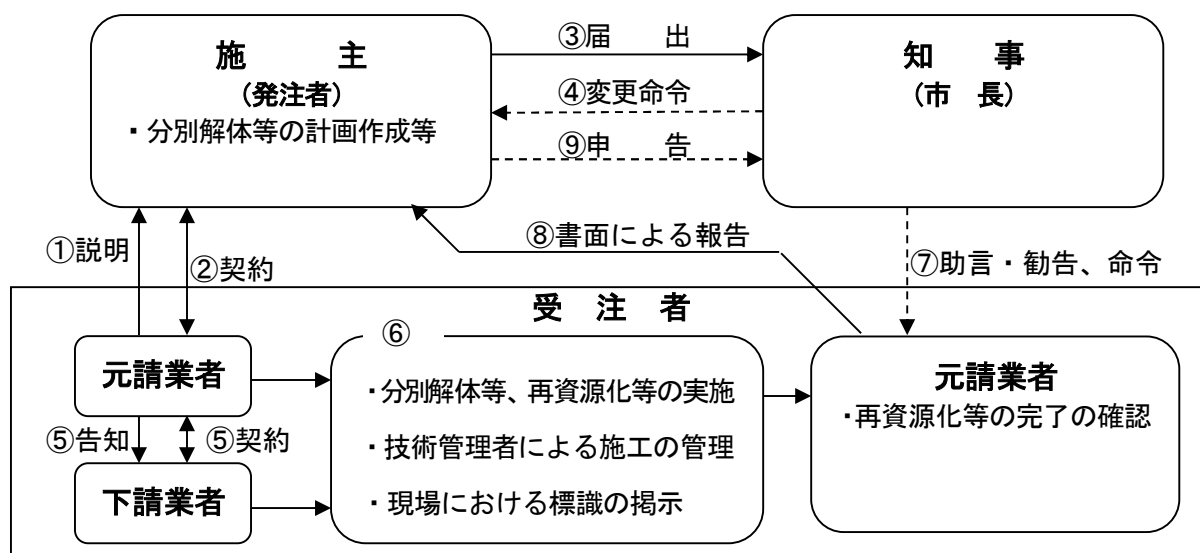
(2) 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

備考 表中請負代金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、対象建設工事の受注者等は、当該工事を施工する場合、一定の技術基準に従って分別解体し、再資源化することが義務付けられています。

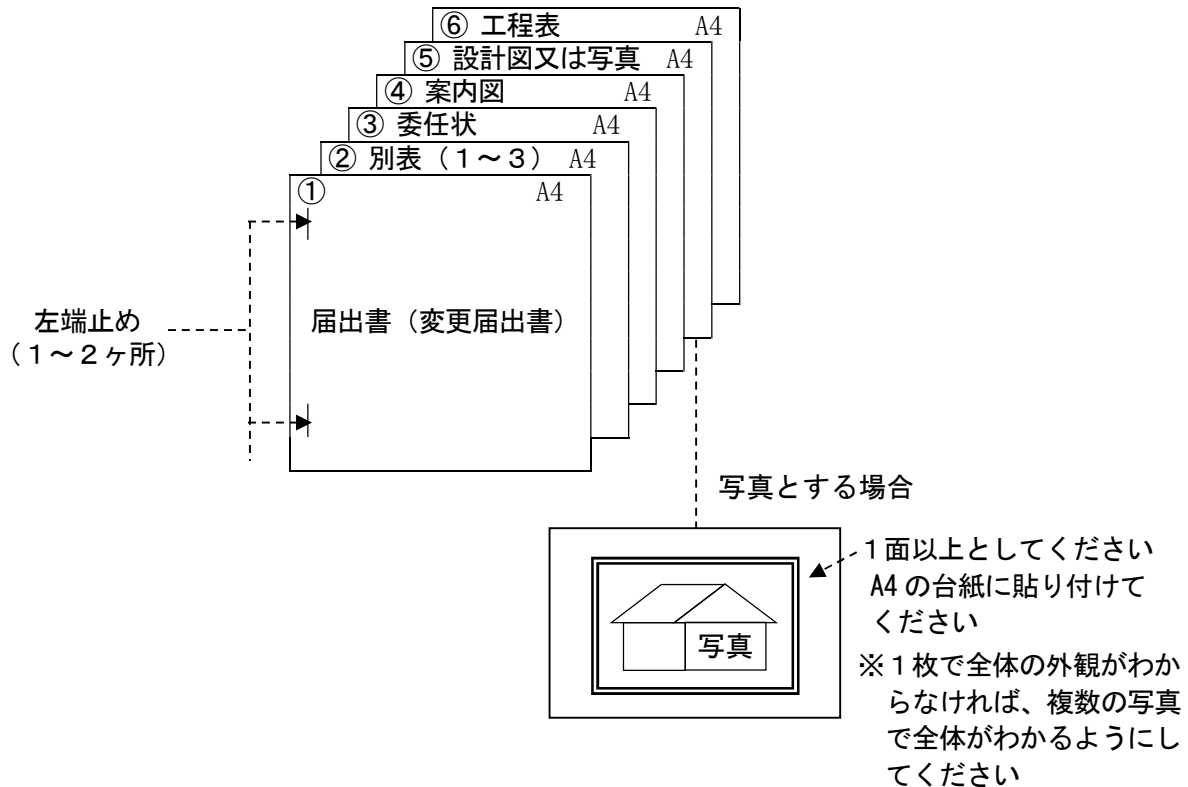
2 工事の発注から実施の流れ



- ①説明 明： 対象建設工事の元請となろうとする者は、施主（発注者）に対し、建築物等の構造、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します（P15上図参照）。
- ②契約 約： 対象建設工事の契約書面においては、建設業法に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事及び再資源化等に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地の記載が必要です（P16参照）。
- ③届出： 施主（発注者）又は自主施工者は、工事に着手する7日前までに、分別解体等の計画等について、知事（又は各市長）に届け出ます（届出窓口は、P18参照）。
- ④変更命令： 知事（又は各市長）は、届出に係る分別解体等の計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、計画の変更等を命令することができます。
- ⑤告知・契約： 元請業者は、請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に下請けさせる場合は、元請業者は、下請負人に対し、知事（又は各市長）への届出事項を告知した上で契約を結びます（P15下図参照）。
- ⑦助言・勧告、命令： 知事（又は各市長）は、分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該建設工事受注者（又は自主施工者）に対し、必要な助言・勧告、命令をすることができます。
また、再資源化等に関しても知事は、その適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該建設工事受注者（又は自主施工者）に対し、必要な助言・勧告、命令をすることができます。
- ⑧書面による報告： 元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を施主（発注者）に書面で報告するとともに（P17参照）、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存します。
- ⑨申告： ⑧の報告を受けた施主（発注者）は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、知事（又は各市長）に対しその旨を申告し、適当な措置を求めることができます。

3 届出書等の体裁と記入例

施主（発注者）は、次の書類全てを**工事着手 7 日前までに、知事あて**届け出る必要があります（建築主事を置く市域で施工される工事の場合は、当該市の市長あて届け出ます）。（P18参照）



（届出書等の提出に当たっての留意事項）

- 届出書等は日本語で記載し、記入にあたっては万年筆、ボールペン等で行い、楷書でていねいに記入してください。
なお、ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語入力ソフトにより入力の上でプリントアウトしたものであっても差し支えありません。この場合、ポイント数が多少異なることや枚数が2枚になった場合においても、その内容が様式第一号又は様式第二号及び別表1～3と同じであれば支障ありません。
届出書式は、県の各土木事務所・技術管理課の窓口で入手できますが、県のホームページからのダウンロードも可能です（**裏表紙参照**）。
下請業者の記載欄については、適正な分別解体の推進のため、記入に御協力をお願いします。
- 施主（発注者）又は自主施工者以外の代理者が届け出る場合は、**委任状**が必要です（様式は任意、**P11参照**）。
- 案内図は、当該対象建設工事を含む地域の部分を含む地図等に、施工する場所が確認できるよう、しるしをつけてください。
- 提出部数は1部です。ただし、受領書を必要とする場合は、届出書（上記①のみ）の**写し**を別途提出してください。その写しに受領印を押印のうえ、お返しいたします。
- 着工・未着工にかかわらず工事の場所や種類が変更された場合、従前の元請業者との契約解除などにより元請業者が変更された場合など、工事の前提条件が変わったときは、**改めて届出**を行うことが必要です。前提条件以外については、着工前に変更が発生した場合に限り、着工7日前までに**変更届出書**（様式第二号）を提出することができます。
- 建築物の解体工事と新築工事を一連の工事で行うような場合（発注者・元請業者が同一で工事場所も同一の場合に限る。）には、届出書等を一括して提出することもできます。その場合においては、上記①届出書（様式第一号）、②別表1及び別表2、③委任状、④案内図、⑤設計図又は写真（解体工事用と新築工事用それぞれ）、⑥工程表（一連の工事の工程表）を1セットとして提出してください。
- 築年数1年未満の建築物を解体する際は、別表1の建物の状況欄の築年数の項に「1年未満」とご記入ください。

- 8 アスベスト含有材の有無の調査結果については、その有無ができる限り明確になるよう、アスベスト含有材の付着状況に応じて、別表 1～3「分別解体等の計画等」において次のようにチェックしてください。

別表 1～3「分別解体等の計画等」の「建築物（工作物）に関する調査の結果」欄では…

「特定建設資材への付着物」欄で 石綿の有無をチェックするもの	○ 飛散性石綿 （吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材） ○ 非飛散性石綿 （石綿含有成形板 等）
「その他（特定建設資材に付着していない、解体、修繕・模様替等の実施時に発生する有害物質）」欄で 石綿の有無をチェックするもの	○ 飛散性石綿 （吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材） ○ 非飛散性石綿 （石綿含有成形板 等）

※ このような区分によるチェックは、アスベスト関係法令の遵守による適切な取扱を推進するために行うものであり、建設リサイクル法に基づくものではありません。
なお、アスベスト含有材がある場合は、アスベスト関係法令を遵守して適正に処理してください。

<参 考>

◆アスベスト関係法令の主な問合せ先（令和 8 年 4 月現在）

- ・ 労働安全衛生法関係（労働安全衛生法・石綿障害予防規則による建物解体時の届出等に関する問合せ）
神奈川県労働局労働基準部健康課（電話 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 3）
- ・ 大気汚染防止法関係（特定粉じん排出等作業、解体等工事に係る石綿事前調査等に関する問合せ）
県環境農政局環境部 環境課 大気・交通環境グループ（電話 0 4 5 - 2 1 0 - 4 1 1 1）
- ・ 廃棄物処理法関係（アスベストを含有する廃棄物の処理に関する問合せ）
県環境農政局環境部 資源循環推進課 指導グループ（電話 0 4 5 - 2 1 0 - 4 1 5 6）

記入例:
建築物の解体工事

届出書

届出の当日の日付

神奈川県 知事

市町村長 殿
フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)
(郵便番号259-xxxx) 電話番号0463-00-0000

発注者。カタカナで振り仮名をつけること。

ヤマナカ タロウ
山中 太郎

旧姓併記を希望する場合は、
現姓[旧姓]名前とする。
以下、氏名記載欄について同じ

個人の場合は、本人の住所、
法人の場合は主たる
営業所の所在地とする。

住所 神奈川県伊勢原市00-00
(転居予定先) (郵便番号251-xxxx) 電話番号0466-00-0000

住所 神奈川県藤沢市辻堂1-0 ミレニアム××201号室

外国人である場合は
氏名はカタカナで記入
すること。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます

記

1. 工事の概要

①工事の名称 〇〇住宅解体工事

②工事の場所 神奈川県伊勢原市〇X-〇X

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積の合計 m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途、階数、請負代金 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円

④請負・自主施工の別: ☒請負 ☐自主施工

町名、大字・字名、丁名、地番、筆
に至るまで記載すること。
(地番・筆は代表でよい)

発注者の転居先
(一時的なものを
含む)。
予定がない場合
は、空欄とする。

現場事務所が
設置される場合
は、現場事務所
の住所、郵便番
号、電話番号を
併記する。

カタカナで振り仮
名をつける。

建設業又は解体工事業の該当する方の口にチェックマークを
すること。
建設業の場合は、業種(土木工事業、建築工事業、解体工事
業の別)、大臣又は知事の許可の別、建設業許可番号、主任
技術者(監理技術者)氏名を記入
解体工事業登録の場合は、登録をした解体工事業の登録番号、
技術管理者氏名を記入

2-1. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)〇〇解体 解体 次郎

(郵便番号000-xxxx) 電話番号000-xxx-xxxx (現場事務所)(郵便番号000-xxxx) 電話番号0000-xx-xxxx

②住所 神奈川県川崎市川崎区〇〇-△△ (現場事務所) 神奈川県伊勢原市〇X-〇X

③許可番号(登録番号)

☒建設業の場合

建設業許可 国土交通省 ☒大臣 ☐知事(般-〇〇) △□×号 (解体工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名

☐解体工事業の場合

解体工事業登録 知事 号

技術管理者氏名

2-2. 下請業者(元請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合)

※下請業者の記載については、届出の時点で契約を締結していない場合には契約締結後、電話等によりお知らせ願います。

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)〇〇解体 解体 三郎

(郵便番号000-xxxx) 電話番号000-xxx-xxxx

②住所 神奈川県横浜市旭区〇〇-△△

③許可番号(登録番号)

☐建設業の場合

建設業許可 ☐大臣 ☐知事(一) 号 (工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名

☒解体工事業の場合

解体工事業登録 神奈川県 知事(登〇〇)-第△△号

技術管理者氏名 神奈川県 四郎

平成23年8月1日より県
に届け出るものについ
ては、下請業者を記載
していただくことにな
りました。

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 〇年 〇月 〇日

元請業者から、分別解体等の計画等及び工程(P6及びP13
参照)などについて、書面で説明を受けた日を記入

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

着手は、届出提出日から7日経
過日以降の日付であること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 〇年 〇月 〇日

(工事完了予定日) 令和 〇年 〇月 〇日

別紙のとおり

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

3 届出された内容は、神奈川県情報公開条例第5条の非公開情報を除き、公開する場合があります。

※受付番号

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>住宅密集地内</u>)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(<u>狭いため隣地の使用が必要</u>)	☒ 隣地使用の承諾済 ☒ 道路使用許可済
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(<u>大型車交通不可</u>)	☒ 交通誘導警備員の手配 ☒ 2トントラックでの搬出手配
	残存物品	☒ 有(<u>エアコン</u>) ☐ 無	☒ 工事施工までに引き取り依頼済
	特定建設資材への付着物	☐ 有(☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) ☐ その他() ☒ 無	
	その他(特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質)	☒ 有(☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材) ☒ 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) ☐ フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) ☒ その他(<u>○○○○</u>) ☐ 無	☒ アスベスト適正処理(事前対応) ☒ フロン類の適正処理(事前対応) ☐ 近隣対策及び諸官庁届出済
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上、取り外しができないため</u>)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		☒ コンクリート塊	10 トン
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン
	☒ 建設発生木材	25 トン	
(注)①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

①築年数(又は建築年)を記載複数棟の場合は、各々記載築年数1年未満の場合は、「築年数1年未満年」と記載してください。

②隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項

③解体機械の設置場所、作業空地の状況

④搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など

⑤家電製品、タンス等の残存物品

⑥「その他」は石綿含有材以外

⑦綿、フロンその他有害物質が存在する場合についても、対処について記載

「フロン類使用機器」：業務用のエアコン(空調機器)及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。
※フロン類に関する問合せは、神奈川県環境課大気・交通環境グループ(電話045-285-0854)へ

⑧原則手作業だが、機械併用の場合はその理由
注：単純に工期短縮のため等の場合は不可

⑨原則手作業だが、機械併用の場合はその理由
注：単純に工期短縮のため等の場合は不可
機械併用の場合は、足場等の設備を設置してもなお、
①屋根版の腐朽②トタン屋根のため滑りやすい など

⑩その他の場合は理由を記載

⑪「分別に支障となる建設資材」：木材と一体となった石膏ボード、タイル、壁紙の塩化ビニル、窓枠の金属など

⑫「事前の取り外し」：原則木材より先に取り外す必要があるが、技術上困難である場合はその理由を記載

⑬特定建設資材に限らず全ての重量を記載すること。
(数量は整数表示)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例:
建築物の新築工事等

届 出 書

届出の当日の日付

令和 ○年 ○月 ○日

神奈川県

知事
市区町村長 殿

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号259-xxxx) 電話番号0463-○○-○○○○

個人の場合は、本人の住所、法人の場合は主たる営業所の所在地とする。

住所 神奈川県伊勢原市○○-△△

(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 - -

発注者。カタカナで振り仮名をつけること。

マルバツジュウタク シンチクタク
(株)○×住宅 新築太郎

旧姓併記を希望する場合は、現姓[旧姓]名前 とする。以下、氏名記載欄について同じ

外国人である場合は氏名はカタカナで記入すること。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 ○○マンション新築工事

②工事の場所 神奈川県伊勢原市△△-△△

③工事の種類及び規模

☐ 建築物に係る解体工事 用途 - - - - -、階数 - - - - -、工事対象床面積の合計 - - - - -m²☒ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 共同住宅、階数 5、工事対象床面積の合計 2,300m²☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 - - - - -、階数 - - - - -、請負代金 - - - - - 万円

☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 - - - - - 万円④請負・自主施工の別: ☒ 請負 ☐ 自主施工

町名、大字・字名、丁名、地番、筆に至るまで記載すること。(地番・筆は代表でよい)

発注者の転居先(一時的なものを含む)。予定がない場合は、空欄とする。

請負代金を記入する場合は、消費税及び地方消費税を含む。

カタカナで振り仮名をつける。

2-1. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) マルバツケンセツ ケンセツ ジョウ
(株)○×建設 建設 次郎

(郵便番号000-XXXX) 電話番号000-XX-XXXX (現場事務所)(郵便番号000-XXXX) 電話番号0000-XX-XXXX

②住所 神奈川県川崎市川崎区○○-△△ (現場事務所) 神奈川県伊勢原市○X-○X

③許可番号(登録番号)

☒ 建設業の場合建設業許可 国土交通 ☒ 大臣知事(特-xx) 第○×△□号 (建築 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 神奈川 一郎

☐ 解体工事業の場合

解体工事業登録 - - - - - 知事 - - - - - 号

技術管理者氏名 - - - - -

建設業又は解体工事業の該当する方の口にチェックマークをすること。

建設業の場合は、業種(土木工事業、建築工事業、解体工事業の別)、大臣又は知事の許可の別、建設業許可番号、主任技術者(監理技術者)氏名を記入
解体工事業登録の場合は、登録をした解体工事業の登録番号、技術管理者氏名を記入

現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所、郵便番号、電話番号を併記する。

2-2. 下請業者(元請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合)

※下請業者の記載については、届出の時点で契約を締結していない場合には契約締結後、電話等によりお知らせ願います。

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

サンカク サンカクケンセツ ジュウタク サマロウ
(株)△△建設 住宅 三郎

(郵便番号XXX-XXXX) 電話番号XXX-XX-XXXX

②住所 神奈川県横浜市旭区○○-△△

③許可番号(登録番号)

☒ 建設業の場合建設業許可 神奈川県 ☒ 大臣知事(特-○○) 第△△△△号 (建築 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 神奈川 二郎

☐ 解体工事業の場合

解体工事業登録 - - - - - 知事 - - - - - 号

技術管理者氏名 - - - - -

平成23年8月1日より県に届け出るものについては、下請業者を記載していただくことになりました。

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 ○年 ○月 △日

元請業者から、分別解体等の計画等及び工程(P8及びP13参照)などについて、書面で説明を受けた日を記入

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

着手は、届出提出日から7日経過日以降の日付であること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 ○年 △月 ○日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和 ○年 △月 △日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 口欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

3 届出された内容は、神奈川県情報公開条例第5条の非公開情報を除き、公開する場合があります。

※受付番号 - - - - -

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☒ その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 2 m その他(幹線道路(国道)沿い、交通量多い)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他()	☒ 道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☒ 有(未舗装) ☐ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(大型車交通可能)	☒ 交通誘導警備員の手配 ☒ 敷鉄板設置により工事用道路の確保	
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	☐ 有(☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) ☐ その他() ☒ 無		
	その他(特定建設資材に付着していない、修繕・模様替等の実施時に発生する有害物質)	☐ 有(☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) ☐ フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) ☐ その他() ☒ 無		
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	
	④屋根		屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	
	⑥その他(仮設)		その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	24 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☒ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊	10 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
		☒ 建設発生木材	30 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

①使用する特定建設資材についてチェックマークをする。

②新築の場合は空欄で可
その他は築年数(又は建築年)を棟ごとに記入

③隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項

④工作機械の設置場所、作業空地の状況

⑤搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など

⑥「フロン類使用機器」：業務用のエアコン(空調機器)及び冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。
※フロン類に関する問合せは、神奈川県環境課大気・交通環境グループ(電話045-285-0854)へ

⑦「その他」は石綿含有材以外

⑧500万円以上の造成等の工事がある場合は、別表3も必要

⑨廃棄物の発生量を記入
(使用量ではないことに注意)

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

(様式第一号)

(A4)

記入例:
建築物以外の工事

届出書

届出の当日の日付

令和 〇年 〇月 〇日

旧姓併記を希望する場合は、
現姓[旧姓] 名前 とする。
以下、氏名記載欄について同じ

外国人である場合は
氏名はカタカナ
で記入すること。

発注者。カタカナで振り
仮名をつけること。

マルバツガス セツタロウ
〇×ガス(株) 設置太郎

知事

神奈川県
市区町村長 殿

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)
(郵便番号259-xxxx) 電話番号0463-〇〇-〇〇〇〇

住所 神奈川県伊勢原市〇〇-△△

(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ① 工事の名称 **ガス管設置工事**
- ② 工事の場所 **神奈川県伊勢原市△△-△△**
- ③ 工事の種類及び規模

町名・大字・字名・丁名、地番、
筆に至るまで記載すること。
(地番・筆は代表でよい)

マ
該
当
の
口
に
チ
ェ
ッ
ク
を
す
る
こ
と

- ☐ 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積の合計____m²
- ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積の合計____m²
- ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途____、階数____、請負代金____万円
- ☒ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 **1,000** 万円
- ④ 請負・自主施工の別: ☒ 請負 ☐ 自主施工

請負代金は、消費税及び
地方消費税を含む。

2-1. 請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- フリガナ
- ① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) **マルバツ ドボク** **コウザク フツロウ**
(株)〇×土木 工作 物郎
- (郵便番号000-xxxx) 電話番号000-xx-xxxx (現場事務所)(郵便番号000-xxxx) 電話番号0000-xx-xxxx
- ② 住所 **神奈川県川崎市川崎区〇〇-△△** (現場事務所) **神奈川県伊勢原市〇×-〇×**
- ③ 許可番号(登録番号)
- ☒ 建設業の場合
- 建設業許可 **神奈川県** ☐ 大臣 ☒ 知事(般-xx) 第〇×△□号 (土木 工事業)
- 主任技術者(監理技術者)氏名 **神奈川 一郎**
- ☐ 解体工事業の場合
- 解体工事業登録____ 知事____ 号
- 技術管理者氏名____

現場事務所が設置
される場合は、現場
事務所の住所、郵
便番号、電話番号
を併記する。

建設業又は解体工事業の該当する方の口にチェックマークをすること。
建設業の場合は、業種(土木工事業、建築工事業、解体工事業の別)、大臣又は知事の
許可の別、建設業許可番号、主任技術者(監理技術者)氏名を記入
解体工事業登録の場合は、登録をした解体工事業の登録番号、技術管理者氏名を記入

2-2. 下請業者(元請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合)

※下請業者の記載については、届出の時点で契約を締結していない場合には契約締結後、電話等によりお知らせ願います。

- フリガナ
- ① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) **サンカク サンカウドボク** **ドボク サツロウ**
(株)△△土木 土木 三郎
- (郵便番号xxx-xxxx) 電話番号xxx-xxx-xxxx
- ② 住所 **神奈川県横浜市旭区〇〇-△△**
- ③ 許可番号(登録番号)
- ☒ 建設業の場合
- 建設業許可 **神奈川県** ☐ 大臣 ☒ 知事(般-〇〇) 第△△△△号 (土木 工事業)
- 主任技術者(監理技術者)氏名 **神奈川 二郎**
- ☐ 解体工事業の場合
- 解体工事業登録____ 知事____ 号
- 技術管理者氏名____

平成23年8月1日
より県に届け出る
ものについては、
下請業者を記載し
ていただくこと
になりました。

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 〇年 〇月 〇日

元請業者から、分別解体等の計画等及び工程(P10及びP13
参照)などについて、書面で説明を受けた日を記入

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
- 建築物に係る新築工事等については別表2
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

着手は、届出提出日から7日経
過日以降の日付であること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 〇年 〇月 〇日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和 〇年 〇月 〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。
- 3 届出された内容は、神奈川県情報公開条例第5条の非公開情報を除き、公開する場合があります。

※受付番号_____

別表3

記入例

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

①解体工事の場合はチェックマーク。鉄筋コンクリート造以外は「その他」欄に、アスファルト造など具体的に記載

②「その他」の場合は具体的に記載

③解体のみの場合は必要なし。

④築造年数を記載
(新築工事の場合は空欄でよい。)

⑤工事現場の周囲の状況、騒音粉塵などの対策や安全確保の有無などについて記載

⑥調査結果：工作機械の設置場所、作業場所の状況
措置内容：作業場所の確保が十分でない場合は具体的な対策を記載。確保できている場合でも、作業場所について記載

⑦調査結果：搬出経路の状況、前面道路幅員、路面状況など
措置内容：搬出経路に障害物がある場合は具体的に方法を記載。支障ない場合はその旨を記載

⑧「フロン類使用機器」：業務用のエアコン(空調機器)及び冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。
※フロン類に関する問合せは、神奈川県環境課大気・交通環境グループ(電話045-285-0854)へ

⑨「その他」は石綿含有材以外

⑩本体付属品とは、さく、照明設備、標識などをいう。

⑪解体工事の場合のみ記入。
なお、記入する場合は、特定建設資材に限らず全ての重量を、記載すること
(数量は整数表示)

工作物の構造 (解体工事のみ)	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工事の種類	☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 3 m その他(県道上交通量多し、民家が密集)	
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果 作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(工作機械の置き場所がない) 搬出経路 障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 12m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(県道上のため支障無し) 特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ) ☐ 有(☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) ☐ その他() ☐ 無 その他(特定建設資材に付着していない、解体・維持・修繕時に発生する有害物質) ☐ 有(☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) ☐ フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) ☐ その他() ☐ 無	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		☒ コンクリート塊	10 トン
		☒ アスファルト・コンクリート塊	230 トン
		☐ 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
		☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

委任状

私は都合により **田中 太郎** を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続を委任します。

記

1. 工事の名称 **〇〇住宅解体工事**

2. 工事の場所 **神奈川県伊勢原市〇×-〇×**

3. 代理者の住所・連絡先

①住 所

神奈川県川崎市川崎区〇〇〇〇

②連絡先（昼間の連絡先）

〇自宅・勤務先・携帯 電話番号 **044** - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
(該当するものを○で囲む)

会 社 名 (勤務先の場合)

所 属 等 (勤務先の場合)

令和〇〇年 △月 □日

住 所 **神奈川県横浜市中区△△-△△**

フリガナ **カナガワ コロウ**

氏 名 **神奈川 五郎**

※ 3.①代理者の住所は、代理する個人の自宅住所を記入してください。(記載例の場合は、田中太郎個人の住所)

※ 3.②代理者の連絡先（昼間の連絡先）は、自宅・勤務先・携帯の別の該当するものを○で囲み、代理者と昼間連絡の取れる連絡先を記入してください。勤務先の場合は、会社名及び所属等も併せて記入してください。

旧姓併記を希望する場合は、現姓〔旧姓〕 名前とする。

案 内 図



設計図又は写真

記載例



写真の場合は、全体的な外観写真を
1面以上A4サイズで作成してくだ
さい。
1枚で全体の外観がわからなければ、
複数の写真で全体がわかるようにし
てください。

工 程 表

(建築物解体工事の場合)

作 業 内 容	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()

(建築物解体工事の場合)

作 業 内 容	6月1日 (月)	6月2日 (火)	6月5日 (金)	6月6日 (土)	6月7日 (日)	6月8日 (月)	6月12日 (金)
①養生シート等の設置							
②重機の搬入							
③障害物の除去							
④建具、畳等の撤去							
⑤石膏ボードの手壊し							
⑥手作業による瓦降し							
⑦機械併用の上屋解体							
⑧木材等の積込・搬出							
⑨混廃の積込・搬出							
⑩基礎・土間の解体							
⑪コン塊の積込・搬出							
⑫養生シート等の撤去							
⑬整地・完了							

元請業者



発注者

(参考様式)

説 明 書
(建築物に係る解体工事の場合)

記載例

令和 ○年 ○月 ×日

(発注者)
山中 太郎 様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社×解体 解体太郎
(郵便番号○○○-××××) 電話番号 044-○○○-○○○○
住所 神奈川県川崎市川崎区○○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

- ➡ ①届出書(様式第一号に必要事項を記載したもの)
- ➡ ②別表(別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - ☒別表1(建築物に係る解体工事)
 - ☐別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
 - ☐別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

➡ ③図面又は写真

➡ ④その他の別添資料(添付する場合)

㊞ 案内図
㊞ 工程表

元請業者



下請負人

(参考様式)

告 知 書
(建築物に係る解体工事の場合)

記載例

令和 ○年 ○月 ×日

(下請負人)
株式会社×解体 解体二郎 様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社×解体 解体太郎
(郵便番号○○○-××××) 電話番号 044-○○○-○○○○
住所 神奈川県川崎市川崎区○○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第3項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

- ➡ ①届出書(様式第一号に必要事項を記載したもの)
- ➡ ②別表(別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - ☒別表1(建築物に係る解体工事)
 - ☐別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
 - ☐別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

➡ ③図面又は写真

➡ ④その他の別添資料(添付する場合)

㊞ 案内図
㊞ 工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知するにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

法第10条の届出と同一の様式を用いることができます。

知事(又は各市長)に届け出たもの(写し)

発注者



元請業者

元請業者



下請業者

※ 契約書に添付する。

(参考様式)

記載例

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

〇〇〇〇〇 円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

△△△△△ 円(税込)

再資源化等報告書

令和 ○年 ○月 ×日

(発注者)

山中 太郎 様

旧姓併記を希望する場合は、現姓〔旧姓〕 名前とする。

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株) ○×解体 解体太郎

(郵便番号○○○-××××) 電話番号 044 -○○○-○○○○

住所 神奈川県川崎市川崎区○○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 ○○住宅解体工事

2. 工事の場所 神奈川県伊勢原市○○-○○

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 ○年 □月 △日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	○○興業	神奈川県川崎市川崎区○○○○
建設発生木材	日本○○	神奈川県伊勢原市△△-○□

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 ○○ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を合計で200トン以上搬出する工事 など

4 窓口一覧表（令和8年4月現在）

（１）届出書の提出先（分別解体等に関する窓口）

窓 口		担当課	工事の場所	住所・電話番号
県 土 木 事 務 所	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀市公郷町1-56-5 046-853-8800
	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	平塚市中里50-1 0463-45-3150
	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28 (厚木南合同庁舎内) 046-223-1711
	東部センター	まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾 瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3 0467-79-2800
	県西土木事務所	まちづくり・建築指導課	南足柄市、中井町、大 井町、松田町、山北町、 開成町、箱根町、真鶴 町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2 0465-83-5111
特 定 行 政 庁	横浜市	事業系廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階 045-671-3446
	川崎市	建築管理課 (建築物等〔解体・新築・ リフォーム工事〕)	川崎市	川崎市川崎区宮本町 1 本庁舎18階 窓口③ 044-200-3088
		技術監理課 (土木等工事)		川崎市川崎区宮本町 1 本庁舎17階 窓口⑤ 044-200-2764
	相模原市	建築政策課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8253
	横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11 046-822-9530
	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1 0463-21-9731
	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10 0467-61-3592
	藤沢市	住まい暮らし政策課	藤沢市	藤沢市朝日町1-1 0466-50-3541
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300 0465-33-1577
	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 0467-81-7183
	秦野市	建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2 0463-83-0883
	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17 第二庁舎13階 046-225-2430
	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1 046-260-5426

(2) 再資源化等に関する窓口

窓 口		担当課	工事の場所	住所・電話番号
県 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー	横須賀三浦地域 県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀市日の出町2-9-19 046-823-0210
	県央地域県政総合 センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名 市、座間市、綾瀬市、愛 川町、清川村	厚木市水引2-3-1 046-224-1111
	湘南地域県政総合 センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎 市、秦野市、伊勢原市、 寒川町、大磯町、二宮町	平塚市中里50-1 0463-45-3150
	県西地域県政総合 センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中 井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	小田原市荻窪350-1 0465-32-8000
指 定 都 市 等	横浜市	事業系廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階 045-671-3446
	川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区宮本町 1 本庁舎20階 窓口④ 044-200-2581
	相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8358
	横須賀市	廃棄物対策課	横須賀市	横須賀市小川町11 046-822-8523

(3) 法全般に関する窓口

	担当課	住所・電話番号
分別解体等に関すること	県土整備局都市部 技術管理課 建設リサイクルグループ	横浜市中区日本大通1 045-285-3203
再資源化等に関すること	環境農政局環境部 資源循環推進課 調整グループ	横浜市中区日本大通1 045-210-4147
解体工事業者の登録に 関すること	県土整備局事業管理部 建設業課 建設業審査グループ	横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル5階 045-285-3218

5 標識及び石綿の事前調査結果の報告・掲示

(1) 受注者の方は、次の標識（解体工事業者登録票又は建設業の許可票）のいずれかを掲示する必要があります。

（解体工事業者登録業者の場合）

解体工事業者に係る登録等に関する省令第8条（標識の掲示）

解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
技術管理者の氏名	

35 cm以上

25cm 以上

備考 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

（建設業許可業者の場合）

建設業法施行規則第25条

建 設 業 の 許 可 票			
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 の 氏 名			
主任技術者の氏名	専 任 の 有 無		
資 格 名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許 可 を 受 け た 建 設 業			
許 可 番 号		国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事	
許 可 年 月 日			

35 cm以上

25cm 以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

(2) 石綿の事前調査結果の報告・掲示

建築物等の解体・改造・補修工事を行う場合は、大気汚染防止法に基づき、元請業者又は自主施工者は事前に石綿の有無を調査^{※1}し、その結果を行政へ報告しなければなりません^{※2}。

また、事前調査の結果は、周囲から見やすい場所に掲示する必要があります^{※3}。

※1 建築物石綿含有建材調査者等の有資格者が行う必要があります。

建築物：令和5年10月1日着工の工事から義務化

特定の工作物：令和8年1月1日着工の工事から義務化

(環境省ホームページ) <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

※2 報告対象は次のとおりであり、原則として、国が構築した石綿事前調査結果報告システムから報告してください。

(環境省ホームページ) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

工事の対象	工事の種類	報告対象となる規模
建築物	解体	解体部分の床面積の合計が 80m ² 以上
	改造・補修	請負代金の合計額が 100 万円（税込）以上
特定の工作物	解体、改造・補修	請負代金の合計額が 100 万円（税込）以上

※3 掲示の例は次のとおりであり、詳細は環境課ホームページを参照ください。

(環境課ホームページ) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

掲示の例（石綿なし）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項に規定による事前調査結果の報告を行っております。大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく調査結果をお知らせします。		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(工事の施工者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) (株) ○○ 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		住所 神奈川県○○市○ー○
調査方法の概要(調査方法・箇所)		現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 046-×××-××××
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※ 建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		調査を行った者(事前調査、分析等の実施者)
【調査箇所】 建屋全体(1階～3階) 外壁		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所 神奈川県○○市○ー○
調査結果と判断根拠		分析を実施した者 ② ○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所 東京都○○区○ー○
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) ※石綿なしと判断した判断根拠を以下①～⑤の中から記載すること ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		その他の必要な事項
【石綿含有なし】 1～3階 床:ビニル床タイル(①②③) ビニル床シート(①②③) 天井:岩綿吸音板(①②③) けい酸カルシウム板第1種(①②③) 壁:スレートボード(①②⑤) 外壁 仕上塗材(①②③)		

(A3サイズ以上)

6 届出・通知済証（シール）

県及び各市では、届出書を受け付けた際に建設リサイクル法の届出済証（シール）を交付しており、県では次の例にある黄色の届出・通知済証（シール）を交付しています。

発注者の方は、受注者に対しシールを交付し、工事現場に掲示する標識（解体工事業登録票又は建設業の許可票）の余白又は文字を隠さない場所に、このシールを貼付するよう指示してください。また、自主施工者の方は、工事現場の門・塀など目立つ場所に貼付してください。

受注者の方は、発注者からシールを受け取り、標識（解体工事業登録票又は建設業の許可票）に貼付してください。代理人として届出を行った場合には、発注者に届出完了を報告するとともに、標識（解体工事業登録票又は建設業の許可票）に貼付してください。

なお、このシールは、工事着手が可能となる、届出日から7日目以降の工事着手前までに貼付し、工事終了後は必ず剥がしてください。

※ 終了した工事に係るシールが貼付されたままとなっている場合があります。必ず剥がしてください。

届出・通知済証（シール）の例：

建設リサイクル法届出・通知済		
受付日		
受付番号		
神奈川県〇〇土木事務		

（解体工事業登録業者の場合）

（建設業許可業者の場合）

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	
貼付位置(例)	

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事
許可年月日	
貼付位置(例)	

7 e-kanagawa電子申請システムによる建設リサイクル法に基づく届出・通知（県土木事務所）

建設リサイクル法に基づく届出・通知について、県土木事務所が窓口の工事場所で行う対象建設工事は、【e-kanagawa電子申請システム】による申込ができます。

（ホームページ）<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/todokede/index.html#denshi>

届出に関するお問い合わせは

工事を施工する地域を管轄する県各土木事務所又は各市の担当課へお問い合わせください。
(窓口一覧表は、本冊子18～19ページに掲載しています。)

(ホームページ **かながわの建設リサイクル**)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/>

※法の概要、法令集、届出書等の様式（ダウンロード可能）などを掲載しています。